

日向市 保育料基準額表

区分		日向市基準 階層区分		2・3号(保育所・認定こども園保育利用)							
				日向市基準				国基準			
				階層区分	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定
生活保護法による被保護世帯	A	0			0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	負担軽減世帯	B	0		0	0	0	0	0	0	0
	その他の世帯		0								
市民税所得割額 77,100円 以下	負担軽減世帯	D 1	0								
	その他の世帯		0								
市民税所得割額 77,101円 以上 211,200円 以下	負担軽減世帯	D 2	0								
	その他の世帯		0								
市民税所得割額 211,201円 以上		D 3	0								

【B～D 1における負担軽減世帯】

- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児者がいる世帯
- D 2における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯

B 0～C 3における負担軽減世帯

- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児者がいる世帯
- D 1～D 6における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯

①保育料の年齢は、4月1日現在の満年齢を基準にして計算します(年度の途中で誕生日を迎えても変更しません)。

②4月～8月までは前年度の、9月～翌年3月までは現年度の市民税額で算定します。ただし、住宅借入金特別控除等がある場合には控除前の金額になります。

③多子世帯の保育料の减免について

・2、3号認定: 小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。満3歳未満の子どもが第2子のときは4分の1、満3歳未満の子どもが第3子以降のときは無料となります。

・市民税所得割額の合計額が、77,101円未満(保育認定2、3号の2人親世帯は57,700円未満)の世帯の場合

・ひとり親世帯等は、生計が同一の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子の3号認定者は、標準時間認定で9,000円(短時間認定8,840円)、第2子以降は無料となります。

上記以外の世帯は、生計が同一の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子は全額負担となりますが、第2子は4分の1、第3子以降は無料となります。

※ひとり親世帯等・・・母子・父子家庭や障がい者(児)のいる世帯

※上記の保育料の軽減措置のほかに、婚姻歴のないひとり親家庭を対象とした「みなし寡婦(夫)制度」を実施しています。詳しくは市役所こども課保育係へお問い合わせください。

④給付単価を限度とします。

⑤「国基準」とは、国が定めている保育料ですが、子育て世帯の負担軽減を図るために、市独自の保育料を定め、その差額分については日向市が補てんしています。